○島根県自然環境保全条例施行規則

昭和52年３月８日

島根県規則第９号

島根県自然環境保全条例施行規則をここに公布する。

島根県自然環境保全条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める土地の区域）

第２条　条例第16条第１項第５号の規則で定める土地の区域は、野生動物の繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とする。

（自然環境保全地域の指定等の案の公告）

第３条　条例第16条第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　自然環境保全地域の名称

(2)　自然環境保全地域（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域

(3)　自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

２　条例第17条第４項において準用する条例第16条第３項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　保全計画の決定又は変更の案の概要

(2)　保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

（平28規則17・一部改正）

（公聴会）

第４条　知事は、条例第16条第５項（同条第８項及び第17条第４項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

２　前項の公告は、公聴会の日の３週間前までに行うものとする。

第５条　公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第６条　公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした

者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第７条　公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

２　議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第８条　公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

２　公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第９条　議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をした者を退去させることができる。

第10条　議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

（令３規則115・一部改正）

（自然環境保全地域の標識の設置）

第11条　条例第16条第９項に規定する自然環境保全地域の標識は、様式第１号のとおりとする。

（自然環境保全地域における保全のための施設）

第12条　条例第18条第１項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1)　管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設

(2)　排水施設及び廃棄物処理施設

(3)　植生復元施設、病害虫等除去施設、砂防施設及び防火施設

(4)　給餌施設及び養殖施設

(5)　その他自然環境の保全のため知事が必要と認める施設

（保全事業の執行協議）

第13条　条例第18条第２項の規定による保全事業の執行の協議は、保全事業執行協議書（様式第２号）により行うものとする。

（平24規則28・一部改正）

（特別地区内における行為の許可申請）

第14条　条例第19条第４項の規定による許可の申請は、特別地区内における行為の許可申請書（様式第３号）により行うものとする。

（特別地区内の行為の許可基準）

第15条　条例第19条第６項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　工作物を新築すること。

ア　仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

(ア)　当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ)　当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ　地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ　次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア)　砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備

(イ)　海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第19条第２号において同じ。）その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

(ウ)　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第２条第３項に規定する地すべり防止施設

(エ)　河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設（樹林帯を除く。）

(オ)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(カ)　農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）

(キ)　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第３条に規定する漁港施設又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされた施設

(ク)　沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第２条第１項に規

定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第20条第１項第１号カにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設

(ケ)　海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第７条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設

(コ)　土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項第１号に規定する土地改良施設

(サ)　道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下第13号及び第20条第１項第11号を除き「道路」という。）であって、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(シ)　道路を管理するための建築物

(ス)　鉄道、軌道又は索道

(セ)　鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに附帯する建築物を含む。）

(ソ)　港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第６項の規定により港湾施設とみなされた施設

(タ)　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第３条第14号に規定する廃油処理施設

(チ)　航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設

(ツ)　係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物

(テ)　航空法（昭和27年法律第231号）第２条第５項に規定する航空保安施設

(ト)　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物

(ナ)　有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）

(ニ)　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第18号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）

(ヌ)　教育又は試験研究を行うための工作物

(ネ)　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第８項に規定する水道施設

(ノ)　下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５号に規定する都市下水路

(ハ)　送水管、ガス管その他これらに類する工作物

(ヒ)　宗教法人法（昭和26年法律第126号）第３条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和20年勅令第719号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

(フ)　消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物

(ヘ)　当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常の生活の用に供する建築物（住宅を除く。）

(ホ)　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第１項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第１項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第１項の規定により指定され、若しくは同法第110条第１項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(マ)　都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条第１項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第６項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物

(ミ)　（ア）から（オ）まで、（キ）から（コ）まで、（ス）又は（ソ）から（ハ）までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(ム)　条例第19条第４項の規定による許可を受けた行為（条例第24条第１項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物

エ　アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(ア)　当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあっては、この限りでない。

a　特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して６月前において現に建築物の敷地であった土地

b　特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建物の敷地であった土地

c　現に存する建築物の敷地である土地

d　a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）

(イ)　当該普通建築物の高さが、10メートル（当該新築が次に掲げる場合であって、従前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

a　現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

b　特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前６月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

c　災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

(ウ)　当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第３号に規定する床面積をいい、同令第１条第２号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、200平方メートル（当該新築が（イ）のcの場合であって、従前の普通建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築が（ア）のa又はbの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。

(エ)　当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ　アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(ア)　当該工作物の高さが、10メートルを超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートルを超えないこと。

(イ)　当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2)　工作物を改築すること。

ア　仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

(ア)　当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ)　当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少な

いこと。

イ　地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ　前号ウに掲げる工作物

当該新築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ　アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(ア)　当該改築後の普通建築物の高さが、10メートル（改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(イ)　当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ　アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(ア)　当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

(イ)　当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3)　工作物を増築すること。

ア　仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

(ア)　当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ)　当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ　地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ　第１号ウに掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及び

その周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ　アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(ア)　当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル（増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(イ)　当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。

a　特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して６月前において現に建築物の敷地であった土地

b　特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地

(ウ)　当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ　アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(ア)　当該増築後の工作物の高さが10メートル（増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

(イ)　当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4)　宅地を造成し、土地を開墾し、その土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア　土地を開墾すること。

イ　工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ウ　教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

エ　文化財保護法第92条第１項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

オ　養浜のために土地の形質を変更すること。

カ　工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

(5)　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア　河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

イ　水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ウ　教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

エ　工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

オ　露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(6)　水面を埋め立て、又は干拓すること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(7)　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8)　木竹を伐採すること。

当該木竹の伐採の方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(9)　知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10)　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(11)　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(12)　知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(13)　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(14)　次に掲げる行為

前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア　災害の防止のために必要やむを得ない行為

イ　法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

（平４規則48・平13規則79・平14規則７・平15規則21・平17規則31・平20規則73・平23規則３・平27規則46・平28規則17・令６規則10・一部改正）

（非常災害の応急措置として行った行為等の届出）

第16条　条例第19条第７項の規定による届出は、特別地区内における非常災害応急措置の届出書（様式第４号）により行うものとする。

（着手済届出）

第17条　条例第19条第９項の規定による届出は、特別地区内における行為の着手済届出書（様式第５号）により行うものとする。

（国等の範囲）

第18条　条例第19条第10項第２号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1)　公益財団法人しまね農業振興公社

(2)　公益社団法人島根県林業公社

(3)　島根県住宅供給公社

(4)　島根県土地開発公社

(5)　公益財団法人島根県環境保健公社

（昭62規則９・平17規則126・平25規則44・一部改正）

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国等の行為）

第19条　条例第19条第10項第２号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)　砂防法第１条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。

(2)　海岸法第２条第１項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。

(3)　地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。

(4)　河川法第３条第２項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること、又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの。

(5)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

(6)　道路法第２条第１項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

(7)　港湾法第２条第６項の規定により港湾施設とみなされた施設であって、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第24条第１項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

(8)　下水道法第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

(9)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第１項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の２第１項の規定により県が行う保全事業又は同条第４項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(10)　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予

防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(11)　国等が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(12)　前各号に掲げる行為に附帯する行為

（平４規則48・平23規則３・平24規則28・平27規則46・一部改正）

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第20条　条例第19条第10項第３号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの。

ア　森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給じ台若しくは給水台を設置すること。

イ　砂防法第２条の規定により指定された土地、海岸法第３条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第３条に規定する地すべり防止区域、河川法第６条第１項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ウ　測量法（昭和24年法律第188号）第10条第１項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第５条第１項に規定する水路測量標を設置すること。

エ　境界標を設置すること。

オ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第１号に掲げる施設、同条第２号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第19条第４項の許可を受けて設置されたもの（条例第24条第１項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

カ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

キ　沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ク　海洋水産資源開発促進法第７条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

ケ　道路（道路法第２条第１項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）

コ　信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。

サ　鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

シ　鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上屋を含む。）を改築し、又は増築すること。

ス　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

セ　航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。

ソ　船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。

タ　航空法第２条第５項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

チ　郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第３項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ツ　電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

テ　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

ト　送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

ナ　社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ニ　消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

ヌ　建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（（ア）から（ウ）まで、又は（ク）に掲げる工作物の改築又は増築にあっては、当該改築又は増築後において（ア）から（ウ）まで、又は（ク）に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(ア)　高さが５メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

(イ)　空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの

(ウ)　当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(エ)　旗ざおその他これに類するもの

(オ)　門、塀、給水設備又は消火設備

(カ)　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第３号に規定する建築設備

(キ)　地下に設ける工作物（建築物を除く。）

(ク)　高さが５メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

ネ　条例第19条第４項の規定による許可を受けた行為（条例第24条第１項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

ノ　法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

ハ　島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第30条第１項に規定する認定保護管理事業等（以下「認定保護管理事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ヒ　野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第３章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

(2)　建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

(3)　鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの。

ア　建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

イ　鉱業法（昭和25年法律第289号）第５条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

ウ　国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

エ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

(4)　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

ア　建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ　田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ウ　特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(5)　木竹を伐採することであって次に掲げるもの

ア　建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。

イ　自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

ウ　森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

エ　枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

オ　測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

カ　島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第１項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第２条第２項に規定する指定希少野生動植物に係るもの（同条例第36条第２項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

キ　認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

ク　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第３章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6)　建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

(7)　知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア　建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ　自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ウ　生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

エ　枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

オ　病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

カ　災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

キ　施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ク　島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第１項の規定による知事の許可に係る木竹（同条例第36条第２項の規定による協議に係るものを含む。）であって、同条例第２条第２項に規定する指定希少野生動植物を損傷すること。

ケ　認定保護管理事業等の実施のために木竹を損傷すること。

コ　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第２条第３項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

サ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第３章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

シ　土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ス　法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(8)　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの

森林の整備及び保全を図るために条例第19条第４項第８号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

(9)　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって次に掲げるもの

ア　遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第19条第４項第９号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

イ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第９条の２第１項の

規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

ウ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第３章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

エ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第３章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

オ　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの

(ア)　警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(イ)　野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(10)　知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア　砂防法第１条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。

イ　森林法（昭和26年法律第249号）第41条第１項又は第３項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ　海岸法第２条第１項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。

エ　地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

オ　河川法第３条第２項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。

カ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

キ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第３条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク　船舶から冷却水を排出すること。

ケ　下水道法第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道若しくは同条第５号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。

コ　住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。

サ　建築基準法第31条第２項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出する

こと。

(11)　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア　砂防法第１条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第２条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

イ　海岸法第３条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ　地すべり等防止法第３条第１項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ　河川法第３条第１項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第６条第１項に規定する河川区域の指定、同法第54条第１項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第１項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

オ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

カ　漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ　土地改良法第２条第２項第１号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ク　海上運送法（昭和24年法律第187号）第３条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

ケ　国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

(12)　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア　森林法第25条第１項若しくは第２項若しくは第25条の２第１項若しくは第２項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施

設地区内における同法第34条第２項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第１項第１号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ　水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第21条第１項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ　農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア)　住宅又は高さが５メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが５メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(イ)　用排水施設（幅員２メートル以下の水路を除く。）又は幅員が２メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が２メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ)　農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(エ)　宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(オ)　水面を埋め立て、又は干拓すること。

(カ)　森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

エ　国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

オ　学校教育法第１条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

カ　文化財保護法第27条第１項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第１項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第１項の規定により指定され、若しくは同法第110条第１項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

キ　都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第５条第６項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第３項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さ

が13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

ク　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ケ　工作物の修繕のための行為

(13)　前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第19条第４項第１号から第５号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第１項若しくは第２項若しくは第25条の２第１項若しくは第２項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第２項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第19条第４項第６号に掲げる行為で同条第３項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

２　前項第３号ウ又はエの規定による通知は、試験研究、教育及び学術研究のための鉱物の掘採等の通知書（様式第６号）により行うものとする。

（昭62規則９・平４規則48・平13規則79・平14規則７・平15規則29・平17規則31・平17規則126・平20規則73・平23規則３・平24規則28・平28規則17・平30規則19・令２規則32・令２規則88・令３規則115・令６規則10・一部改正）

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国等の行為）

第21条　条例第20条第３項第４号の規則で定める行為は、第19条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第22条　条例第20条第３項第５号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)　第20条第１項第１号、第５号イからクまで、又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同項第１号又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。）

(2)　条例第19条第３項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア　国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

イ　学校教育法第１条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ウ　都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

エ　建築物の存する敷地内で行う行為

オ　島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第１項の規定による知事の許可に係る行為（同条例第36条第２項の規定による協議に係る行為を含む。）

カ　認定保護管理事業等の実施のための行為

(4)　前各号に掲げる行為に附帯する行為

２　前項第３号ア又はイの規定による通知は、試験研究、教育及び学術研究のための野生動植物の捕獲等の通知書（様式第７号）により行うものとする。

（平４規則48・平23規則３・平30規則19・令２規則32・一部改正）

（野生動植物の捕獲等の許可申請）

第23条　条例第20条第３項第６号の規定による許可の申請は、野生動植物保護地区内における捕獲（殺傷、採取、損傷）の許可申請書（様式第８号）により行うものとする。

（平４規則48・平23規則３・一部改正）

（普通地区内における行為の届出）

第24条　条例第21条第１項の規定による届出は、普通地区内における行為の届出書（様式第９号）により行うものとする。

（普通地区内における工作物の基準）

第25条　条例第21条第１項第１号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1)　建築物　高さ10メートル又は床面積の合計200平方メートル

(2)　道路　幅員２メートル

(3)　鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの　高さ30メートル

(4)　ダム　高さ20メートル

(5)　送水管、ガス管その他これらに類するもの　長さ200メートル又は水平投影面積200平方メートル

(6)　その他の工作物　高さ10メートル又は水平投影面積200平方メートル

（平23規則３・一部改正）

（普通地区内における行為の制限の対象とならない国等の行為）

第26条　条例第21条第６項第３号の規則で定める行為は、第19条各号に掲げるものとする。

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第27条　条例第21条第６項第４号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア　第20条第１項第１号に掲げるもの（同号ト、ヌ及びネに掲げるものを除く。）

イ　主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

ウ　送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

エ　幅員が４メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が４メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

オ　条例第21条第１項の規定による届出（条例第24条第２項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第21条第２項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第４項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第25条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

(2)　土地の形質を変更することであって次に掲げるもの

ア　第15条第４号イからオまでに掲げるもの

イ　第25条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ウ　面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが２メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3)　鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

ア　第15条第５号イからオまでに掲げるもの

イ　当該行為の行われる土地の面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが２メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(4)　水面を埋め立て、又は干拓することであって、面積が200平方メートルを超えないも

の

(5)　特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

ア　特別区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ　特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア　水産資源保護法第21条第１項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

イ　農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(ア)　住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(イ)　用排水施設（幅員が４メートル以下の水路を除く。）又は幅員が４メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が４メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ)　農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(エ)　宅地を造成すること。

(オ)　土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）

(カ)　水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地若しくは採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

ウ　魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

エ　第20条第１項第12号エからケまでに掲げる行為（同号カに掲げる行為にあっては、建築物の新築を含む。）

オ　建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）

(7)　前各号に掲げる行為に附帯する行為

（平４規則48・平23規則３・令２規則32・令２規則88・一部改正）

（自然保護取締員の資格及び権限）

第28条　条例第22条第２項に規定する自然保護取締員（以下「取締員」という。）は、自然環境の保全に関する行政事務に従事している者でなければならない。

２　条例第22条第２項の規定により取締員に行わせる権限は、条例第19条第４項各号、条例第20条第３項本文及び条例第21条第１項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第19条第４項第３号及び第５号から第12号まで、条例第20条第３項本文並びに条例第21条第１項第３号及び第５号に掲げる行為について、相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

（平４規則48・平23規則３・一部改正）

（身分証明書）

第29条　条例第22条第３項の規定により取締員である職員の携帯する証明書は、様式第10号のとおりとする。

２　条例第23条第２項又は第25条第４項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第11号又は様式第12号のとおりとする。

３　条例第28条第３項の規定により自然保護指導員の携帯する証明書は、様式第13号のとおりとする。

（補償請求）

第30条　条例第26条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、補償請求書（様式第14号）により行うものとする。

（承認又は届出の変更）

第31条　条例第18条第２項の規定による承認を受けた行為、条例第19条第４項若しくは条例第20条第３項第６号の許可を受けた行為又は条例第21条第１項の規定による届出を了した行為の変更をしようとする者は、当該変更の趣旨及び理由を記載した書面を変更申請書又は変更届出書に添えて申請又は届出をしなければならない。

（書類の経由）

第32条　条例又はこの規則により知事に提出する書類は、市町村長を経由して提出するものとする。この場合において、２以上の市町村の区域にまたがる事項に係る書類については、その事項が主として関係する土地を管轄する市町村長を経由して提出するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年規則第48号）

１　この規則は、平成４年５月１日から施行する。

２　この規則による改正前の島根県自然環境保全条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成６年規則第46号）

この規則は、平成６年10月１日から施行する。

附　則（平成13年規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年規則第７号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年規則第29号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年規則第10号）

この規則は、平成17年３月７日から施行する。

附　則（平成17年規則第31号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年規則第126号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の島根県自然環境保全条例施行規則第15条の規定は、この規則

の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例（平成22年島根県条例第30号。以下「改正条例」という。）第２条の規定による改正後の島根県自然環境保全条例第19条第６項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた改正条例第２条の規定による改正前の島根県自然環境保全条例第19条第６項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

附　則（平成24年規則第28号）

（施行期日）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の島根県自然環境保全条例施行規則第13条の規定による保全事業執行承認申請書は、この規則による改正後の島根県自然環境保全条例施行規則第13条の規定による保全事業執行協議書とみなす。

附　則（平成25年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年規則第17号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年規則第19号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和２年規則第32号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規則第88号）

この規則は、令和２年12月１日から施行する。

附　則（令和３年規則第115号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の島根県自然環境保全条例施行規則の規定により作成した用紙

でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和６年規則第10号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号(第11条関係)

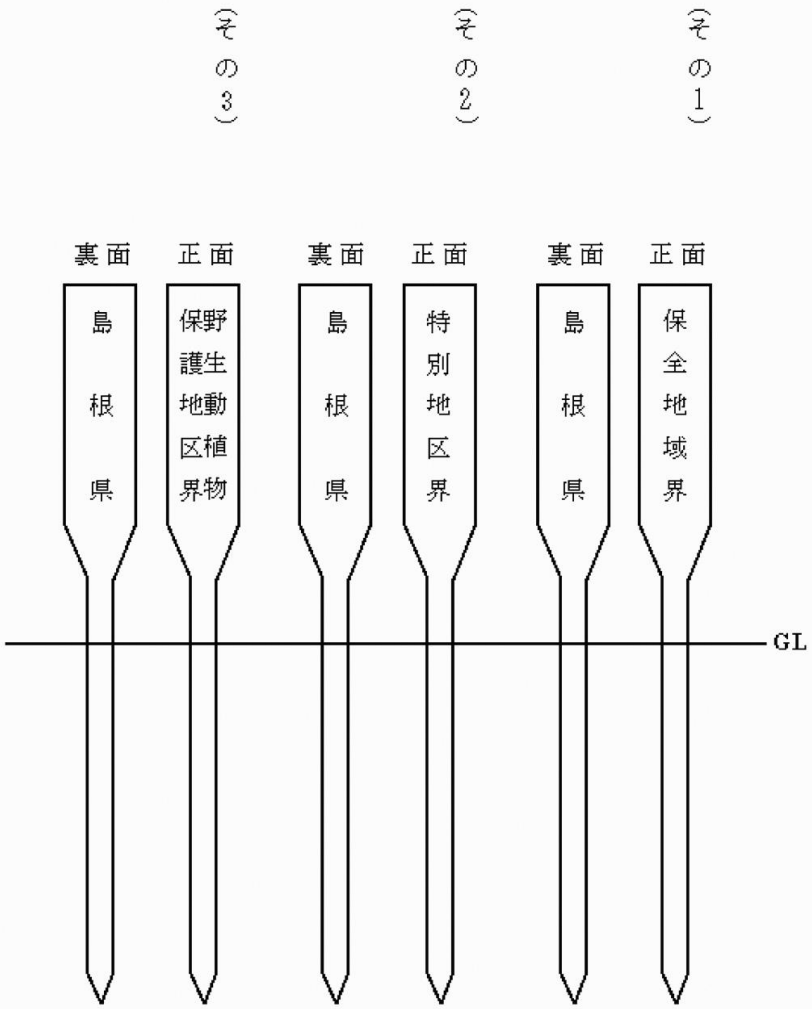

（その4）

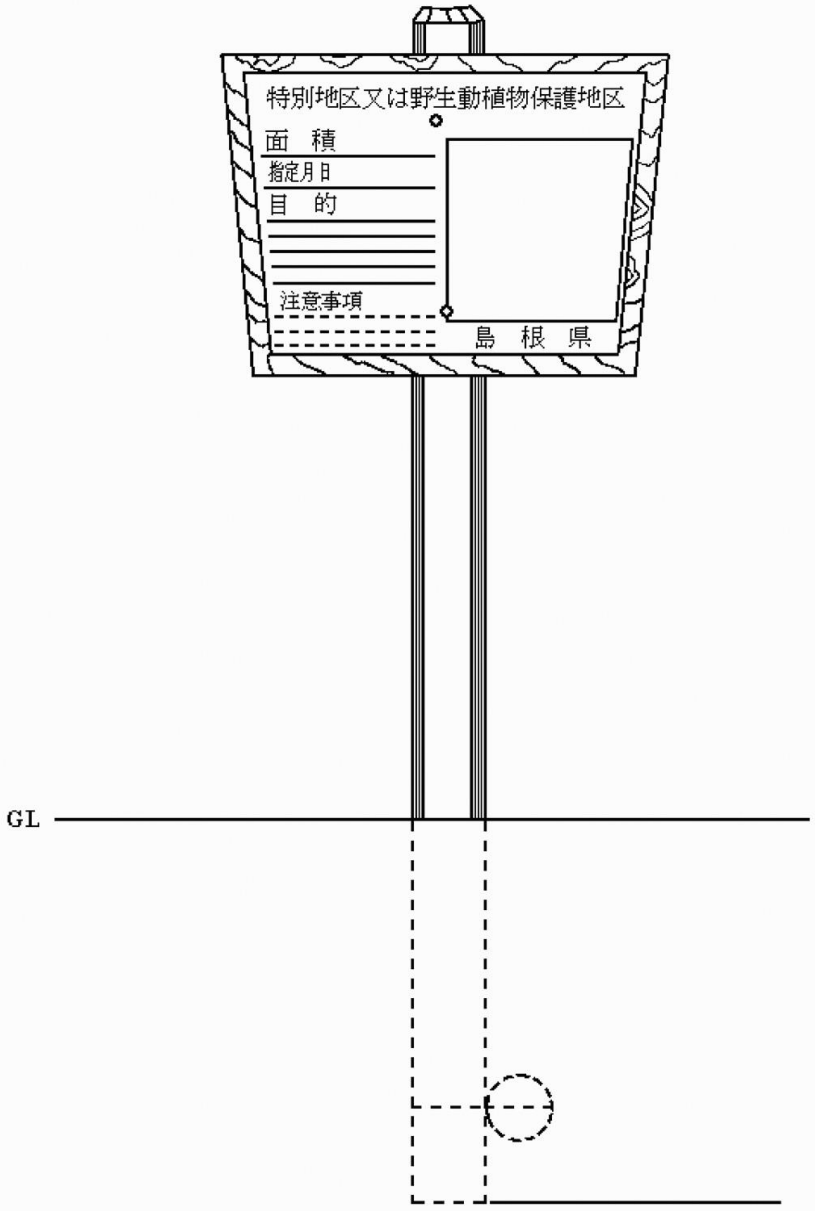

（その5）

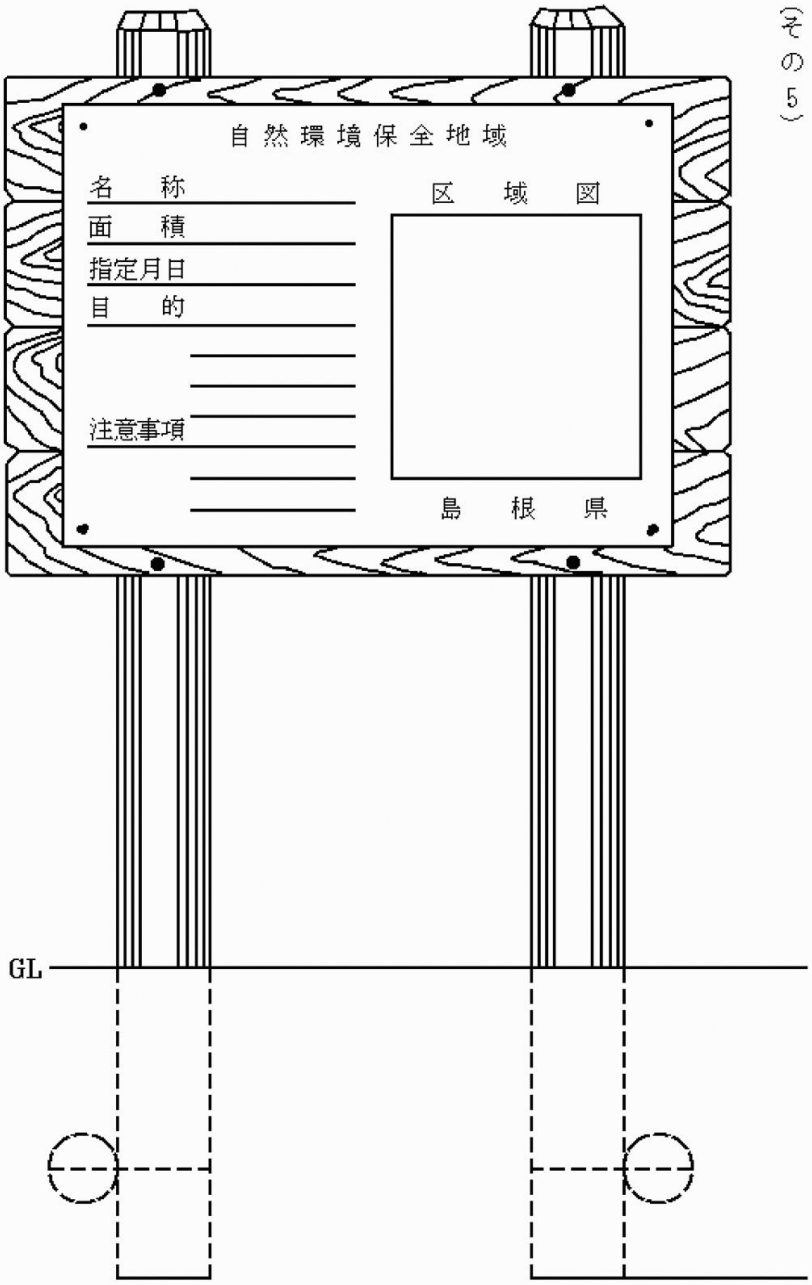

様式第２号(第13条関係)

保 全 事 業 執 行 協 議 書

年　　月　　日

島根県知事　　様

市町村名

代表者名

島根県自然環境保全条例第18条第２項の規定により(　　)自然環境保全地域の(　　)地区内において、次のとおり保全事業を執行したいので協議します。

事　業　の　種　類		
施　設　の　位　置		地　目
施設の規模及び構造		
施設の管理又は運営の方法の概要		
事業資金の総額及びその調達方法		
工事の着手及び完了の予定日		
備　　考		

添付書類及び図面等

1　施設の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図

2　施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の１以上の概況図及びカラー写真

3　施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の１以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

4　工事に要する経費の内訳を記載した書類

様式第3号(第14条関係)

特別地区内における行為の許可申請書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

島根県自然環境保全条例第19条第4項の規定により(　　)自然環境保全地域の特別地区内における行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

行為の種類		
行為の目的		
行為地		地目
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
自然環境保全上の配慮		
行為の着手及び完了の予定期日		
備考		

添付図面等

1　行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

2　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及びカラー写真

3　行為の施行方法を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

4　行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第４号(第16条関係)

特別地区内における非常災害応急措置の届出書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

島根県自然環境保全条例第19条第７項の規定により(　　)自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

行　為　の　種　類		
行　為　の　目　的		
行　　為　　地		地　目
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
行為の着手及び完了の予定期日		
備　　考		

添付書類及び図面等

1　施設の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図

2　施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の１以上の概況図及びカラー写真

3　施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の１以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

4　工事に要する経費の内訳を記載した書類

様式第5号(第17条関係)

特別地区内における行為の着手済届出書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

島根県自然環境保全条例第19条第9項の規定により(　　)自然環境保全地域特別地区が指定(拡張)された際、下記の行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

行為の種類		
行為の目的		
行為地		地目
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
自然環境保全上の配慮		
行為の着手及び完了の予定期日		
備考		

添付書類及び図面等

1　施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
2　施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
3　施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
4　工事に要する経費の内訳を記載した書類

様式第6号(第20条関係)

試験研究、教育及び学術研究のための鉱物の掘採等の通知書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

島根県自然環境保全条例施行規則第20条第2項の規定により(　　)自然環境保全地域の特別地区(野生動植物保護地区)における試験研究、教育又は学術研究のための鉱物(土石)の掘採(採取)を行いたいので、次のとおり通知します。

<table>
<tr><td>行　為　の　種　類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>行　為　の　目　的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>行　　為　　地</td><td colspan="2"></td><td>地　目</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施　行　方　法</td><td>掘採（採取）方法の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>掘採（採取）の量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>掘採(採取)に伴う土石の運搬方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>土地、地形変更面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>自然環境保全上の配慮</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>行為の着手及び完了の予定日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他手続の進捗状況を記載すること。

様式第７号(第22条関係)

試験研究、教育及び学術研究のための野生動植物の捕獲等の通知書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

島根県自然環境保全条例施行規則第22条第２項の規定により(　　)自然環境保全地域の特別地区(野生動植物保護地区)における試験研究、教育又は学術研究のための動物(植物)の捕獲(殺傷、採取、損傷)を行いたいので、次のとおり通知します。

捕獲(殺傷、採取、損傷)する動植物の種類及び数量		
目　　的		
行　為　地		地　目
行為地及びその付近の状況		
捕獲(殺傷、採取、損傷)の方法		
自然環境保全上の配慮		
行為の着手及び完了の予定期日		
備　　考		

添付図面等

1　行為地の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図
2　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及びカラー写真
3　行為の施行方法を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
4　行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の１以上の図面

様式第8号(第23条関係)

野生動植物保護地区内における捕獲(殺傷、採取、損傷)の許可申請書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

島根県自然環境保全条例第20条第3項第6号の規定により(　　)自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における野生動(植)物の捕獲(殺傷、採取、損傷)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

捕獲(殺傷、採取、損傷)する動植物の種類及び数量		
目　　的		
行　為　地		地　目
行為地及びその付近の状況		
捕獲(殺傷、採取、損傷)の方法		
自然環境保全上の配慮		
行為の着手及び完了の予定期日		
備　　考		

添付図書

1　行為地の範囲を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
2　捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
3　その他行為の方法等を明らかにした図書

様式第９号(第24条関係)

普通地区内における行為の届出書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

島根県自然環境保全条例第21条第１項の規定により(　　)自然環境保全地域の普通地区内において、行為をしたいので、次のとおり届け出ます。

行　為　の　種　類		
行　為　の　目　的		
行　　為　　地		地　目
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
自然環境保全上の配慮		
行為の着手及び完了の予定期日		
備　　考		

添付書類及び図書等

1　施設の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図

2　施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の１以上の概況図及びカラー写真

3　施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の１以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

4　工事に要する経費の内訳を記載した書類

様式第10号(第29条関係)

(表)

第　　号

自然保護取締員身分証明書

職名　　氏　　名

島根県知事　　印

この証明書を携帯する者は、島根県自然環境保全条例第22条に規定する中止命令等を行う自然保護取締員である。

住所

写　真　貼　付

生年月日

交付年月日

有効期限

（裏）

島根県自然環境保全条例（抄）

（中止命令等）

第22条　知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第19条第4項若しくは第20条第3項の規定に違反し、若しくは第19条第5項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2　知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（罰則）

第30条　第22条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

島根県自然環境保全条例施行規則（抄）

（自然保護取締員の資格及び権限）

第28条　条例第22条第2項に規定する自然保護取締員（以下「取締員」という。）は、自然環境の保全に関する行政事務に従事している者でなければならない。

2　条例第22条第2項の規定により取締員に行わせる権限は、条例第19条第4項各号、条例第20条第3項本文及び条例第21条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第19条第4項第3号及び第5号から第12号まで、条例第20条第3項本文並びに条例第21条第1項各号第3号及び第5号に掲げる行為について、相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

用紙の大きさは、日本産業規格B列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

様式第11号(第29条関係)

(表)

第　　号

身　分　証　明　書

所属所名＿＿＿＿＿＿

職名　　氏　　名

島根県知事　　印

この証明書を携帯する者は、島根県自然環境保全条例第23条に規定する検査等を行う職員である。

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真　貼　付

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

交付年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

有効期限＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏）

島根県自然環境保全条例(抄) （報告及び検査等） 第23条　知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第19条第4項若しくは第20条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第21条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第19条第4項各号、第20条第3項本文若しくは第21条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。 2　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （罰金） 第33条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	1～2　（略） 3　第23条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告し、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 4　（略）

用紙の大きさは、日本産業規格B列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

様式第12号(第29条関係)

(表)

第　　号

身　分　証　明　書

所属所名＿＿＿＿＿＿

職名　　氏　　名＿＿＿＿

島根県知事　　印

この証明書を携帯する者は、島根県自然環境保全条例第25条に規定する実地調査のために立入、標識の設置等を行う職員である。

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真　貼　付

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

交付年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

有効期限＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏）

島根県自然環境保全条例(抄)

（実施調査）

第25条　知事は、自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2　前知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4　第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5　土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

用紙の大きさは、日本産業規格B列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

様式第13号(第29条関係)

(表)

第　　号

自然保護指導員身分証明書

氏　　名

島根県知事　　印

(裏)

この証明書を携帯する者は、島根県自然環境保全条例第28条に規定する自然環境保全及び野生動植物の保護の状況等を監視、指導をする自然保護指導員である。

住所

写　真　貼　付

生年月日

交付年月日

有効期限

用紙の大きさは、91㎜×60㎜とする。

様式第14号(第30条関係)

補　償　請　求　書

年　月　日

島根県知事　　様

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

島根県自然環境保全条例第26条の規定により、次のとおり補償を請求する。

補償請求の理由	
請求額の総額及びその内訳	

添付書類

1　当該地を明示した図面
2　当該地の権原者等であることを証する登記事項証明書等
3　その他必要と思われる図書

様式第１号（第11条関係）

様式第２号（第13条関係）

（平４規則48・平６規則46・平24規則28・令３規則115・一部改正）

様式第３号（第14条関係）

（平４規則48・平６規則46・令３規則115・一部改正）

様式第４号（第16条関係）

（平４規則48・平６規則46・令３規則115・一部改正）

様式第５号（第17条関係）

（平４規則48・平６規則46・令３規則115・一部改正）

様式第６号（第20条関係）

（平４規則48・平６規則46・令３規則115・一部改正）

様式第７号（第22条関係）

（平４規則48・平６規則46・令３規則115・一部改正）

様式第８号（第23条関係）

（平４規則48・平６規則46・平23規則３・令３規則115・一部改正）

様式第９号（第24条関係）

（平４規則48・平６規則46・令３規則115・一部改正）

様式第10号（第29条関係）

（平４規則48・平23規則３・令元規則19・一部改正）

様式第11号（第29条関係）

（平４規則48・平23規則３・令元規則19・一部改正）

様式第12号（第29条関係）

（令元規則19・一部改正）

様式第13号（第29条関係）

様式第14号（第30条関係）

（平４規則48・平６規則46・平17規則10・令３規則115・一部改正）